

## 修繕一般仕様書

1. 本修繕は、設計図書、本仕様書、特記仕様書により遂行すること。
2. 本修繕の遂行にあたっては、関係法令及び仕様書の各条項を忠実に守り、本施設の業務に支障を来さないよう配慮しなければならない。
3. 受託者は従事者に対し使用者として法律に規定されたすべての業務責任を負わなければならない。
4. 受託者は、本修繕の遂行に当たり、次の事項を厳守しなければならない。
  - ① 本修繕の遂行に伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本修繕契約終了後または、解除後も同様とする。
  - ② 本修繕により知り得た修繕の内容を一切第三者に提供してはならない。
  - ③ 本事務所の指示がある場合を除き、修繕に係る内容をすべて複写又は複製してはならない。
  - ④ 本修繕に従事する場合は、常に事故防止に努めること。
  - ⑤ 常に整理整頓に努め、危険個所の点検を行うこと。
  - ⑥ 修繕の実施に際して不慮の事故が発生した場合は、適切な処理を行うとともに、速やかに報告するものとする。
  - ⑦ 公共施設の建物内及び敷地内を含め全てで喫煙は禁止とする。（私有車内も含む）
5. 本修繕の遂行中、受託者の過失により施設等に損傷を与えた場合は、速やかに適切な処置を取り事務所に連絡するとともに、受託者の責任において原状復帰するものとする。
6. 本修繕の遂行にあたっては、現地を熟知すると共に作業計画を立てて着手すること。
7. 本修繕遂行のため必要な工具等は、すべて受託者の負担とする。
8. 設計図書、本仕様書、特記仕様書に指示のないものについては、双方協議の上で決定するものとする。